

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方運輸局	No. 1、3、4
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	①総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の総括 ②旅客自動車運送事業の許認可等 ③自動車運送事業に対する助成		
事務・権限の概要	①関係 【目的】 地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与すること。 【根拠法令】 ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 【主な業務内容】 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく、地方運輸局において、市町村から地域公共交通総合連携計画の送付を受けたときの必要な助言等。 ②関係 【目的】 輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進すること。 等 【根拠法令】 ・道路運送法 等 【主な業務内容】 道路運送法等に基づく、自動車運転代行業、自家用有償旅客運送及び自動車道事業に係る許認可等の実施。 ③関係 【主な業務内容】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づき、生活交通が独立採算では確保できない地域の移動手段であるバス交通、デマンド交通、離島航路・航空路に係る路線維持等に対して助成を実施。地方運輸局においては、本事務の申請書類の受付・送付など国土交通本省の補助的事務を実施。 ※国土交通省本省において一元的に交付決定		
予算の状況 (単位:百万円)	【平成 25 年度予算案】 ③関係 30, 578 百万円の内数 ※国土交通本省において一元的に交付決定		

関係職員数	<p>①関係：312人の内数 北海道運輸局：59人の内数、東北運輸局：14人の内数、関東運輸局：109人の内数、北陸信越運輸局：10人の内数、中部運輸局：25人の内数、近畿運輸局：35人の内数、中国運輸局：15人の内数、四国運輸局：19人の内数、九州運輸局：26人の内数 (平成25年4月時点)</p> <p>②関係：283人の内数 北海道運輸局：23人の内数、東北運輸局：25人の内数、関東運輸局：57人の内数、北陸信越運輸局：15人の内数、中部運輸局：36人の内数、近畿運輸局：45人の内数、中国運輸局：32人の内数、四国運輸局：18人の内数、九州運輸局：32人の内数 (平成25年4月時点)</p>
事務量（アウトプット）	<p>①関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通総合連携計画の送付を受けたときの助言数 地域公共交通総合連携計画の件数（508件（平成24年3月末時点））の内数 <p>②関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転代行業に係る事務処理件数 20,102件（平成20～23年度の平均） ・自家用有償旅客運送に係る事務処理件数 3,252件（平成20～23年度の平均） ・自動車道事業に係る事務処理件数 32件（平成20～23年度の平均）
地方側の意見	<p><全国知事会意見(平成23年8月30日)「移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について」(抜粋)> 「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。 (3) 地方運輸局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利便性の高い交通体系の構築に関する事務 <p><第1回地方分権改革有識者会議(平成25年4月12日)古川議員提出資料(抜粋)> 「住民の移動手段を確保する」視点からの地方への権限移譲が必要。</p>
その他各方面の意見	<p><(公社)日本バス協会 平成25年度政府予算、税制等に関する重点要望事項(平成24年7月)> 平成25年度政府予算における「地域公共交通確保維持改善事業(交通サイバール戦略)等の予算を大幅に増額していただきたい。</p> <p><全国公営交通事業都市議長会 公営交通事業関係予算に関する要望書(平成24年7月)> 地方バス路線を維持するため、地域公共交通の確保・維持・改善について支援する地域公共交通確保維持改善事業の所要額を確保すること。</p>
平成21年工程表における見直しの内容	<p>自家用有償旅客運送及び自動車運転代行業に関する事務・権限を都道府県に移譲する。 また、一の都道府県内で完結する自動車道事業に関する事務・権限を都道府県に移譲する。</p>

<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>—</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>A-b （自家用有償旅客運送（市町村）に係る権限の移譲）</p> <p>B （地域公共交通に関する制度的枠組みの構築）</p> <p>A-a （自動車運転代行業に係る権限の移譲）</p> <p>A-b （自動車道事業に係る権限の移譲）</p> <p>C （自動車運送事業に関する助成）</p> <p>D （地域公共交通総合連携計画に係る地方運輸局の助言）</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 過疎地域の移動手段、介護等福祉を支える輸送といった地域住民の生活維持に必要な自家用有償旅客運送に関する事務・権限については、地域で判断できる裁量を拡大するため、希望する市町村に移譲する。（今後具体的な方法等につき検討） ○ また、上記に併せて、住民の移動手段の確保に係る課題の根本的な解決のためには、自家用有償旅客運送のみならず民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現していくことが必要である。地域の交通ネットワークの構築という観点においては、もともと自治体を中心とした地域の主体的な取組が期待されており、一部の自治体では望ましい交通ネットワークを形成しようとしているが、それを実現するための枠組が不十分となっている。このため、地域の交通ネットワークの形成に関する主体的な取組を可能とするよう、自治体、事業者等地域の関係者の適切な役割分担の下で、その実効性を高める新たな制度的枠組の構築を検討する。 ○ 自動車運転代行業については、都道府県公安委員会が事業者の認定を行い、地方運輸局は利用者保護の観点から認定に際して保険加入等を確認するために協議を受けること等とされているが、自動車運転代行業に関する事務を都道府県が自主的かつ総合的に実施できるようにするため、自動車運転代行業に係る地方運輸局の権限については、都道府県に移譲する方向で検討する。 ○ 自動車道事業については、観光道路など地域に密着した輸送サービスとして利用されていることから、一の都道府県内で完結する自動車道事業に係る地方運輸局の権限については、希望する都道府県に移譲する方向で検討する。 ○ 地域公共交通確保維持改善事業における業務については、本省で実施しており、地方運輸局は、本事業の執行に関し、申請者であるバス事業者等の便宜を図るため、申請書類の受付・送付など本省の補助的業務のみを行っているにすぎないことから、引き続き地方運輸局で実施する。 ○ これまでも、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第8項に基づく地域公共交通総合連携計画の送付を受けた時の地方運輸局の助言については、計画の作成主体である市町村の自主性・独立性が高められるよう、市町村から求めがなければ行わないこととしており、今後も従前どおりとする。

備考	自動車運転代行業、自家用有償旅客運送及び自動車道事業に係る地方公共団体への権限の移譲に際しては、法目的の適切な実現の観点から、当該地方公共団体における執行体制等を考慮しつつ、移譲の具体的な方法等について検討が必要。
----	---

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方運輸局		No. 2
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	観光振興等（民間に関する助成、国際観光振興、地域に対するコンサルティング等）	
事務・権限の概要	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与すること。 <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 等 <p>【主な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県の枠を越えて自治体等が広域で取組む訪日プロモーションについての国と地方による連携事業の実施（日本向け旅行商品造成のための旅行会社関係者等の招請、海外の旅行博への出展等） 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第8条第3項に基づく観光圏整備実施計画の認定 ※観光庁において実施している事務 	
予算の状況 （単位：百万円）	【平成25年度予算案】 25.7（百万円）	
関係職員数	80人の内数 北海道運輸局：9人の内数、東北運輸局：10人の内数、関東運輸局：9人の内数、北陸信越運輸局：8人の内数、中部運輸局：7人の内数、近畿運輸局：11人の内数、中国運輸局：9人の内数、四国運輸局：7人の内数、九州運輸局：10人の内数 （平成25年4月時点）	
事務量（アウトプット）	<ul style="list-style-type: none"> ビジット・ジャパン地方連携事業 161件（平成24年度） 観光圏整備実施計画の認定 1件（平成24年度） ※観光庁において実施している事務 	
地方側の意見		
その他各方面の意見	-	
平成21年工程表における見直しの内容	地域の観光振興に関する国の役割は、国際観光振興の観点から、地域が行うことのできない全国的視点に立った先端的、モデル的な取組みなどに限定する。【地方分権改革推進要綱（第1次）関連】	
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>○地域の観光振興について</p> <p>従来から、地域の観光振興に関する国の役割は、国際観光振興の観点から、地域が行うことのできない全国的視点に立った先端的、モデル的な取組などに限定しており、今後も従前どおり取り組んでいく。例えば、中部運輸局及び北陸信越運輸局においては、中部北陸9県を「昇龍道」と命名し、同観光エリアへの外国人旅行者誘致を推進するプロジェクトを平成24年1月に開始し、その推進母体として「昇龍道プロジェクト推進協議会」を創設することにより、一の都道府県では実施が困難な地域一体となった観光振興を行っている。</p> <p>○一の都道府県内の地域に係る地域振興的な取組について</p>	

	<p>従来から、専ら地域固有の発意による創意工夫が活かせる地域振興的な取組で一 の都道府県内の地域に係るものは、求めがなければ行わないこととしており、今 後も従前どおり取り組んでいく。</p> <p>○観光圏整備実施計画の認定に係る事務について</p> <p>平成 24 年度に、観光圏内の幅広い関係者の連携の強化等を図るため、観光圏の整 備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第 3 条第 1 項の基本方針の 見直しが行われ認定要件が厳格化された。これに合わせて、観光圏整備実施計画 が新たな認定要件に照らして適切か否かを全国的な見地から確認するため、地方 運輸局において実施していた観光圏整備実施計画の認定に係る事務を観光庁にお いて一元的に実施することとした。</p>
<p>その他既往の政 府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検 討 結 果（事 務・権限の区分）</p> <div data-bbox="194 781 363 936" style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">D</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>これまでも、国際観光振興に関する施策については全国的観点から先進的取組等 を対象に行うとともに、一の都道府県内の地域に係る地域振興的な取組については 求めがなければ行わないこととしており、今後とも従前どおり真に国として行う必 要がある施策を対象を限定することとしているため。</p> <p>また、観光圏整備実施計画の認定に係る事務については、観光庁において一元的 に実施することとしたため。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方運輸局	No. 5
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	中小企業等協同組合法等の権限		
事務・権限の概要	<p>【目的】 中小企業者その他の者が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者がその営む事業の改善発達を図るために必要な組織を設けることができるようにすることにより、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もって国民経済の健全な発展に資すること。</p> <p>【根拠法令】 中小企業等協同組合法 中小企業団体の組織に関する法律</p> <p>【主な業務内容】 中小企業等協同組合等のうち、国土交通省の所管に属する事業が組合員の資格として定款に定められる事業又は組合の行う事業となっているものの一部に係る設立認可、報告受領等。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	—		
関係職員数	219 人の内数 北海道運輸局：24 人の内数、東北運輸局：20 人の内数、関東運輸局：32 人の内数、北陸信越運輸局：16 人の内数、中部運輸局：25 人の内数、近畿運輸局：40 人の内数、中国運輸局：22 人の内数、四国運輸局：16 人の内数、九州運輸局：24 人の内数 （平成 25 年 4 月時点）		
事務量（アウト プット）	○地方運輸局所管組合数 3,515 件（平成 23 年度末時点） ○地方運輸局における手続き件数 設立認可、定款変更認可等：674 件、決算報告書等各種報告受理：4,602 件（平成 23 年度）		
地方側の意見	—		
その他各方面の 意見	—		
平成 21 年工程表 における見直し の内容	—		
平成 21 年工程表決定 又は平成 22 年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	—		
その他既往の政府 方針等	—		

<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="194 264 363 398" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>A-b</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>地方運輸局は、中小企業等協同組合等のうち、国土交通省の所管に属する事業者が組合員の資格として定款に定められる事業又は組合の行う事業となっているものの一部に係る設立認可、報告受領等の事務を行っているが、その地区が都道府県の区域を超えないものについては、希望する都道府県に対する事務・権限移譲の対象とする。</p>
<p>備考</p>	